

若者施策に係る考え方

1 目指す姿

すべての若者が健やかに育ち、持てる能力を生かして共に支えあい、チャレンジしながら成長していくことのできるまち

2 施策の対象

おおむね13歳からおおむね40歳未満

※「若者」の定義については、「子供・若者育成支援推進大綱」において、「思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする」と定義されている。区は、これを踏まえ、おおむね13歳からおおむね40歳未満までを想定し、施策を推進していく。

3 基本理念

（1）未来を切り拓く若者の自立と活躍に向けた支援

若者一人ひとりを、社会を構成する重要な主体として尊重し、未来を切り拓く若者の自立と活躍に向けて心身共に健やかに成長できるよう支援を進める。

（2）共に地域コミュニティをつくる若者への支援

若者と共に支えあい、育ちあう地域コミュニティづくりに向けて、地域で展開される若者たちの活動の支援を進める。

（3）若者の困難や生きづらさへの多面的・複合的支援

若者が抱える困難や生きづらさは、様々な要因から生じている課題であると捉え、若者の意思を十分に尊重しつつ、その解決や予防としての多面的・複合的な支援を進める。

(4) 行政、地域、民間事業者、教育機関等の連携強化

行政や地域、民間事業者に加え、中学校、高校、大学などの教育機関等が相互に協力・連携し、若者の成長を地域全体で支援する。

4 取組の方向性

若者を取り巻く課題等を踏まえ、以下の取組の方向性に基づき、若者支援の施策を推進していく。なお、取組の推進にあたっては、事業ごとに主な対象者を想定し、効果的・効率的に事業を実施していく。

※ 基本計画(素案)に掲載されている「主な事業」及び「事業の展開」の中から、「取組の方向性」に関連する事業を参考として記載している。

(1) すべての若者の健やかな育成支援

すべての若者が自分らしく生き生きと成長できるよう、また、多様な他者や仲間との交流によって社会性や他者への思いやりを育むことができるよう、育成支援の取組を行う。

① 居場所を創出する機会と拠点の拡充

若者が安心して過ごすことができるような拠点や地域での幅広い交流の機会を提供し、若者施策に取り組むうえですべての事業の土台となる居場所の支援を推進する。

また、地域団体やボランティアなどが実施する居場所づくりの活動を支援する。

<参考(関連事業)>

- 育成活動支援事業(中高生向け施設における事業の検討)
- 若者支援事業(子ども・若者支援センター若者支援事業)
- 児童館等整備・運営 ○ 育成団体支援事業

② 多様な体験・経験の機会の提供

若者が興味・関心に応じた体験などができる機会や、年齢や立場の異なる人との交流・ふれあいによる仲間や多様な他者、広く社会と出会う機会などを提供し、豊かな人間性や社会性を育む体験・経験の場を創出する。

<参考（関連事業）>

- 育成活動支援事業（ハイティーン会議の事業内容の見直し・拡充、中高生の交流事業の開始、中高生向け施設における事業の検討）
- 若者地域活動支援事業

③ 社会参加や活動の機会の提供

若者が意見表明や社会参加できる仕組みづくりを推進する。また、若者が自由に自己表現したり、主体的に活動し、交流できる機会や場の充実を図る。

<参考（関連事業）>

- 育成活動支援事業（ハイティーン会議の事業内容の見直し・拡充、中高生の交流事業の開始、中高生向け施設における事業の検討）
- 子どもの意見表明の機会確保 ○若者地域活動支援事業

④ 若者特有の課題の啓発

若者自身が正しい知識を身につけ、自らの身を守ることができるよう、DV・デートDV 防止の啓発や薬物乱用防止等の取組の充実を図る。

また、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、中高生段階から社会生活に関わる各種制度の学習機会の提供や相談支援の取組を行う。

<参考（関連事業）>

- DV・デートDV 防止等普及啓発
- 消費生活普及啓発事業

(2) 困難や生きづらさに直面する若者の課題解決に向けた支援

若者やその家族が困難に陥った場合に、孤立することがないように、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を行うとともに、困難な状況に陥ることを未然に防止するための取組を行う。

① 若者が抱えやすい生活課題の解決に向けた支援

いじめ・不登校、高校中退、若年無業者（ニート）、ひきこもりなどを契機として、生きづらさや社会的孤立などの困難さに直面したときに、若者自身が居場所を獲得しつつ社会的孤立から脱却し、多様な進路選択や社会参加、就労することができるよう、支援体制を強化する。

<参考(関連事業)>

- いじめ防止等対策事業 ○不登校児童・生徒への支援事業
- ひきこもり等相談支援事業 ○子どもの権利に係る相談支援
- 若者支援事業(子ども・若者支援センター若者支援事業)

② 貧困状態に直面したときの課題解決に向けた支援

若者が貧困状態に直面した際、困難な状況から脱却できるよう、学習の支援や食の支援、生活の支援など総合的な取組を推進する。

また、貧困がもたらす社会的孤立の防止や解消のために、学校や家庭以外で若者が安心して過ごすことのできる第三の居場所を創出する。

<参考(関連事業)>

- 子どもの学習の支援 ○生活環境の改善支援
- 若者支援事業(子ども・若者支援センター若者支援事業)

③ 社会生活に困難を抱えやすい若者への合理的配慮及び支援

社会生活を営むうえで困難を抱えやすい若者への合理的配慮及び支援として、障害や性的マイノリティー等に対する理解促進や、悩みを抱える当事者への相談支援体制の充実を図る。

<参考(関連事業)>

- 子ども発達支援事業 ○障害者相談支援事業
- 性自認・性的指向関連普及啓発 ○外国人住民等生活支援事業
- 外国人住民等の社会参画推進事業

④ 困難を抱える若者の家族へ向けた支援体制の構築

困難を抱える若者の家族に向けた講演会の実施や、家族同士が交流できる場の提供などにより、家族の孤立を防ぐとともに、継続的な支援を行う。

<参考(関連事業)>

- 若者支援事業(子ども・若者支援センター若者支援事業)

(3)若者の成長を支える推進体制の構築

若者が地域の中で孤立することなく、社会を構成する重要な主体として成長する

ために、関係機関や地域団体と連携し、地域全体で若者を支える体制づくりに取り組む。

① 若者支援に係る体制強化

若者一人ひとりの状況に応じた包括的かつ継続的な支援ができるよう、庁内連携体制の強化を図るとともに、様々な分野の関係機関との連携を強化する。また、若者施策に係る計画を策定し、総合的、計画的に施策を実施する。

<参考(関連事業)>

- (仮称)中野区子ども・若者計画の策定 ○アウトリーチ活動の推進
- 若者支援事業(地域若者サポートステーションとの連携、社会との関わりに課題を抱える若者の実態把握) ○若者地域活動支援事業

② 若者支援に係る理解促進

若者が自身の興味や関心等を生かした地域活動ができるよう、また、困難な状態に陥るのを防ぐための連携や支援につながるよう、地域と若者をつなぐ仕組みづくりを推進する。また、若者施策に関する積極的な情報発信や普及啓発により若者世代や区民と意識の共有を図り、若者支援の理解促進を図る。

<参考(関連事業)>

- 若者地域活動支援事業 ○大学との包括連携事業
- SNS等の活用による情報発信

③ 行政・地域・民間事業者・教育機関等の連携強化

若者施策に係る行政・地域・民間事業者・教育機関等の連携体制を強化し、若者施策の総合的な推進を図る。

<参考(関連事業)>

- (仮称)中野区子ども・若者計画の策定(子ども・若者支援センターの設置に合わせた関係機関との連携強化、子ども・若者支援地域協議会の設置)
- 地域ケア会議運営